



飯高とっとき たより



第157号

～令和5年10月～
発行：松阪市飯高地域振興局
電話：46-7121

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/>

西部水道浄化槽事務所からのお知らせ

公共浄化槽の使用者変更などの手続きについて

市が管理している公共浄化槽の適切な維持管理を行うため、次の場合は手続きが必要です。

- ・転入、転出、死亡など使用者の変更がある場合
- ・空き家などの売買、賃貸で使用状況の変更がある場合
- ・長期不在などの休止状態から再開する場合 など

西部水道浄化槽事務所（飯高）、地域住民課（飯南）及び各出張所で各種手続きができます。

手続きが必要か悩まれる方はお気軽にご相談ください。

公共浄化槽使用料の減免制度について

公共浄化槽の使用料について、次の減免条項に該当する場合、使用料の減額が可能です。
減免を希望される方は申請の手続きが必要です。

【減免条項】

- (1) 住民税非課税世帯のうち、世帯全員が70歳以上の場合
- (2) 住民税非課税世帯のうち、65歳以上で独居の場合
- (3) 住民税非課税世帯のうち、世帯全員が重度障がい者又はこれに準じる場合
- (4) 生活保護世帯の場合
- (5) 10人槽及び8人槽を使用しており、使用人数が6人以下の場合（2世帯住宅は除きます）

【減免期間】

申請書提出月の翌々月分～令和6年7月分

年度途中でも課税状況や年齢到達、転出や死亡など使用状況が変わったことによって、減免が可能となる場合があります。

減免申請書は毎年度、提出が必要です。

西部水道浄化槽事務所（飯高）、地域住民課（飯南）及び各出張所で手続きができます。

※減免条項に該当しなくなった時も届出が必要です。

（問）西部水道浄化槽事務所 ☎46-7123

～聞いてんか！言うてんか！～

第21回 議会報告会のお知らせ

松阪市議会では、常任委員会単位で「第21回議会報告会」を市内4カ所で開催します。

飯南・飯高地域については、11月6日に下記のとおり開催します。

第2部では「安全なまちづくりについて」と題して、市議会議員と対話形式での意見交換を予定していますので、ぜひこの機会に意見交換に参加してください。

- ・と き 11月6日(月) 午後7時～9時(受付：午後6時30分～)
- ・と ころ 飯南産業文化センター 研修室(飯南町横野848)
- ・担当委員会 総務企画委員会
- ・内 容 第1部 報 告：9月定例会で審議した内容
第2部 意見交換：テーマ「安全なまちづくりについて」

※11月5日(日)、8日(水)、10日(金)にも市内の別会場で、報告会を開催します。詳しくは、市ホームページ、広報まつさか10月号、回覧でご確認ください。



市ホームページは
こちらから

※手話・託児が必要な場合は、開催日の2週間前までにご連絡ください。
託児室のご利用は、2歳児から未就学児が対象となります。

(問) 松阪市議会事務局 ☎53-4434

森林内の有害鳥獣被害にお困りの方へ

松阪市林業振興課では、野生鳥獣による森林被害を未然に防止するために、防護柵等の設置及び修繕に必要な経費の一部を補助します。

- 対 象／森林内の苗木植栽地や特用林産物栽培地(原木しいたけ等)に対する防護柵設置・修繕の資材費
- 補助金額／上限額50,000円(対象資材経費の2分の1)

※施工される前に申請書等をご提出いただく必要があります。詳細につきましては、林業振興課までお問い合わせください。



(問) 林業振興課(飯高地域振興局内) ☎46-7124

狩猟期間がはじまります

【イノシシ・ニホンジカ】

11月 1日～令和6年3月15日

【イノシシ・ニホンジカ以外の狩猟対象鳥獣】

11月15日～令和6年2月15日

※狩猟者の方へ※

山林内では、登山客をはじめ森林作業や工事等で、様々な方が入山されます。発砲、狩猟犬の使用に際しては、安全を十分に確認してください。
また、ワナは、標識をはじめ周囲の安全に注意して設置をしてください。

※入山される方へ※

入山される方は、音の鳴るものを携帯してください。
入山される際には、目立つ服装を着用してください。



(問) 西部農林水産事務所 ☎46-7114

【重要】

11月6日から地域振興局の税の相談方法が変わります

振興局にお越しいただいた場合

税に関する相談などは、「遠隔窓口システム（テレビ電話）」で本庁職員が対応させていただきます。

また、税証明の発行などは、従来よりもお時間を頂戴する場合がございますので、ご了承ください。



電話での税のお問い合わせについて

11月6日以降は、本庁の関係各課にお願いします。

内容	お問い合わせ先
市民税・県民税	市民税課 市民税係 ☎53-4027
軽自動車税、税証明、原付等の登録・廃車	市民税課 税政係 ☎53-4026
固定資産税・都市計画税	資産税課 ☎53-4033（家屋のこと） ☎53-4037（土地のこと）
市税の納付、納税相談、支払方法変更	収納課 ☎53-4021

※税証明や原付等のナンバー交付は引き続き振興局で申請できます。

※税のお支払は、これまでどおり飯高地域振興局 地域住民課 健康福祉担当（46-7112）にお願いします。

※11月6日以降、飯高地域振興局 地域住民課 税務担当の電話（46-7113）の電話は、本庁の関係各課の電話番号をご案内する音声案内になります。

（問） 地域住民課 ☎ 46-7112

消防団員を募集しています

～炎を制す者、命を守る者。あなたの心意気で、誰かの命を救いましょう～

消防団は、地域に密着した消防機関として「自分の街は自分たちで守る」という使命感のもと、地域の防災リーダーとして幅広い活動を行っています。

また、災害のない場合でも、訓練のほか、応急手当の普及指導、住宅への防火指導、特別警戒、広報活動などを行い、災害を未然に防いだり被害を軽減したりするために日々活動しています。



地域を支える一員として、一緒に活動してみませんか。消防団は、学業や職業と両立しながら活躍できます。

防火訪問、広報活動等、火災予防面の活動を中心に行う女性団員、式典等で勇壮な演奏を披露するラッパ隊員も募集しています。



（問） 地域振興課 46-7111

地域おこし協力隊

vol. 2

わたなべ かなこ 『渡辺 華奈子』の活動日記

地域おこし協力隊として松阪市へ移住してから約三ヶ月が経ちました。今日まで移住センターの職員の方々や地域の方々にご支援をいただき、少しずつ地域のイベントや、学びの場へお邪魔させていただく機会も増えてきました。そのお陰で少しずつですが地域の皆さんに顔を覚えてもらえているのがとても嬉しいです！

この間のお盆真っ只中の台風は大変だったと思いますが、皆さんの地域はどうでしたか？私の住まいは強風の影響で少し雨漏りしてハラハラしながらの夜でした。翌朝、近所の心強い大先輩の助けをいただいて応急処置をしてもらい、地域の繋がりの大切さが身に沁みる出来事となりました。



「臨時 移住&空家バンク相談会」開催のお知らせ

～ 毎月第三土曜日に開催しています ～

【と き】 10月21日(土) 午前10時～午後3時
11月18日(土) 午前10時～午後3時

【ところ】**飯高茶屋** (住所：飯高町宮前177) 道の駅「飯高駅」敷地内

【内 容】①移住に関する相談 ②空家バンクに関する相談

【対 象】・松阪市への移住をお考えの方・松阪市中山間地域の空家をお探しの方
・松阪市中山間地域の空家を売りたい、貸したいとお考えの方

※松阪市中山間地域：飯南・飯高・嬉野(宇気郷／中郷)

(問) まつさか移住交流センター(松阪市飯南町横野 848)

☎ 32-2515 E-mail matsu.ijyu@city.matsusaka.mie.jp

松阪市地域おこし協力隊の



Instagram



松阪市地域おこし協力隊の



Facebook



※地域おこし協力隊・・・人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度です。